

医学会発 111 号
2022 年 3 月 31 日

日本医学会分科会
理事長・会長 殿

日本医学会長
門田 守人



「遺伝子治療等臨床研究に関する指針」の一部改正について（周知依頼）

平素より、本会の事業推進にご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。

さて、令和 4 年 3 月 10 日付にて、厚生労働省大臣官房厚生科学課長より、別添の通り、「遺伝子治療等臨床研究に関する指針」の一部改正について周知依頼がありましたので、貴会の会員各位に周知の程よろしく申し上げます。

関連 URL は以下のとおりです。

○遺伝子治療等臨床研究に関する指針の一部を改正する件（令和 4 年厚生労働省告示第 89 号）
本日（3/25）の官報（号外第 64 号）において告示されています。

■官報掲載 URL：

<https://kanpou.npb.go.jp/20220325/20220325g00064/20220325g000640111f.html>

各種倫理指針等は厚生労働省 HP に掲載しておりますので適宜ご参照ください。

○研究に関する指針について

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/kenkyujigyou/i-kenkyu/index.html>

なお、詳細は、厚生労働省大臣官房厚生科学課（担当：鈴木氏、電話：03-3595-2171）にお問い合わせ下さいますようお願い申し上げます。

本件の担当
日本医学会事務局 高橋
Tel 03-3946-2121（内 4260）
Fax 03-3942-6517